

彙報

經濟閣僚懇談會の國民體位向上に關する申合の發表

昭和十五年十月二十九日の經濟關係閣僚懇談會は國民志氣昂揚に關する具體的方策の一部として特に國民體位の向上及び健全娛樂施設の應急措置に關し申合せを行ひ新聞紙を通じて之を發表したが、再録すれば次の如くである。

國民體位の向上及び健全娛樂施設の應急措置に關する件(申合)

先に實施せられたる奢侈生活抑制方策に對應し家庭並に近隣を基礎とする娛樂慰安の施設、戶外運動の奨励等により健全明朗なる新生活様式を創造し國民體位の向上と旺盛なる生活力の發展を圖るため差し當り先づ次の事項を實施するものとす。

一、乳幼児哺育資材の確保

牛乳、煉乳、鶏卵、純綿衣類、醫藥品等の増加配給

二、児童、學生、都鄙青少年に對する武道並に運動の奨励

三、綠地、公園、運動場等の施設擴大

都市に於る空地の確保及び利用

四、健全なる國民娛樂殊に音樂の奨励

(イ)農村放送廳取施設の普及擴大を圖る

(ロ)合唱に適する歌謡の奨励を行ふ

(ハ)映畫、演劇の巡回施設を奨励

注意事項 奢侈生活抑制方針は飽くまで緩和せぬが個人生活の末梢に對する些細な干渉を戒めて國民の自發的積極的明朗なる氣分を冷却喪失せしむるが如き弊害のないやう適當に措置すること

労働者年金保險制度要綱の決定

労働力の増強確保は現下喫緊の急務として既に諸般の應急的對策が講ぜられてゐるが、之と併せて將來の高度國防國家體制の完成を期する爲には更に根本的、革新的なる觀點よりする労働者の生活確保が不可欠の重要事、言はゞ労働者の生活の國家管理として或は労働者の爲の産業恩給制度として労働者年金保險制度施行の要望せらるゝ所尠くなかつたが、保險院に於ては來第七十六回帝國議會へ提案の目的を以て労働者年金保險制度要綱を立案、之を昭和十五年十月十日厚生大臣を會長とし關係官廳委員、社會政策の専門學者、勞資の關係者その他學識經驗ある者四十六名の委員よりなる保險院保險制度調査會に提出した。

ナチス獨逸の社會保險制度が獨逸國防能力の向上に寄與せる所極めて大なりし前例に鑑みても本制度の急速實現は各方面より期待せらるゝ所極めて大きい。特別委員會に於ける審議の結果は多少原案の修正を齎らすかも知れないが、保險院立案の要綱を掲ぐれば

次の如くである。

労働者年金保險制度案要綱

第一 保險事故

一 保險事故は被保險者の老齡、廢疾、死亡及脱退とすること

第二 被保險者

イ 強制被保險者

二 健康保險法第十三條に掲ぐる工場、事業場又は事業にして常時十人以上の労働者を使用するものに使せらるる男子労働者を以て強制被保險者とする。但し左に掲ぐる者は之を除くこと

(一)船員保險の被保險者

(二)臨時に使用せらるる者にして左に掲ぐるもの

(1)六月以内の期間を定めて使用せらるる者

(2)使用期間の定なく勞務供給契約に基き又は試に

使用せらるる者

(3)日日雇入れらるる者

(4)季節的の事業に使用せらるる者

(三)命令を以て指定する工場、事業場又は事業に使用せらるる者

(四)外國人

ロ 任意被保險者

三 前號の工場、事業場又は事業に使用せらるる女子労働者並に前號の工場、事業場若は事業に附屬する事業又は左に掲ぐる工場、事業場若は事業及之に附屬する事業に使用せらるる労働者は本保險の被保險者と爲ることを得ること

(一)前號の工場、事業場又は事業にして常時十人未

滿の労働者を使用するもの

(二) 前號但書の(三)の規定に依り命令を以て指定する工場、事業場又は事業

(三) 健康保険法第十四條第一項第二號及第三號に掲ぐる事業

(四) 其の他命令を以て指定する事業

四 第二號但書の(一)、(二)及(四)の規定は前號の場合に之を準用すること

五 任意被保険者と爲らんとする者は事業主の同意を得て監督官廳の認可を申請すること

六 第二號の工場、事業場又は事業が同號の規定に該當せざるに至りたるときは其の工場、事業場又は事業に使用せらるる者に付前號の認可ありたるものと看做すこと但し第二號の工場、事業場又は事業が同號の規定に該當せざるに至りたる際強制被保険者たらざりし者に付ては此の限に在らざること

ハ 任意繼續被保険者

七 十四年以上二十年未満被保険者たりし者が其の資格喪失の際脱退手當金の請求を爲さざる場合に於て資格喪失後三月以内に申請を爲すときは任意繼續被保険者と爲ることを得ること

八 任意繼續被保険者に對して爲す保険給付の種類は養老年金、遺族年金及脱退手當金とすること

九 任意繼續被保険者に對する保険料算出の基礎と爲るべき標準報酬月額は強制被保険者又は任意被保険者の資格喪失當時の標準報酬月額に依ること
任意繼續被保険者は標準報酬月額の減額を請求することを得ること

十 任意繼續被保険者の資格繼續期間は強制被保険者又は任意被保険者たりし期間と合算して二十年を超ゆることを得ざること

ニ 被保険者たりし期間の計算

十一 被保険者の資格を喪失したる後更に其の資格を取得したる者に對し保険給付を爲す場合に於ては前後の被保険者たりし期間は之を合算すること但し脱退手當金の支給を受けたる場合に於ては其の計算の基礎と爲りたる期間は之を合算せざること

第三 報酬及標準報酬

十二 報酬とは事業に使用せらるる者が勞務の對價として事業主より受くる賃金、給料又は俸給及之に準すべきものを謂ふものとする

十三 前號の賃金、給料又は俸給に準すべきものとは常時又は定期に受くる給與其の他の利益とし其の範圍は命令を以て定むること

十四 報酬の額に基き保険料又は保険給付の額を定むる場合に於ては標準報酬に依り之を算定すること

十五 標準報酬は最高年額千八百圓に止むること

第四 保 險 者

十六 保険者は政府とすること

十七 政府は命令の定むる所に依り被保険者、被保険者たりし者又は保険給付を受くる者の福祉を増進する爲必要な施設を爲すことを得ること

第五 保 險 給 付

イ 養 老 年 金

十八 二十年以上被保険者たりし者が其の資格喪失後五十五歳を超えたるとき又は五十五歳を超え其の資

格を喪失したるときは之に終身養老年金を支給すること

十九 養老年金の額は被保険者たりし期間二十年以上二十一年未満に對し被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五に相當する金額とし二十一年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたる金額とすること但し被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金額を超ゆることを得ざること

二十 養老年金の支給を受くる者が死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於て既に支給を受けたる養老年金の總額が養老年金の五分分に相當する金額に満たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

二十一 二十年以上被保険者たりし者が養老年金の支給を受くることなくして死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於ては其の者が支給を受くることを得べかりし養老年金の五分分に相當する金額を一時金として其の遺族に支給すること

二十二 健康保険法に依り傷病手當金の支給を受くる者には之を受くることを得べき期間養老年金の支給を停止すること

二十三 養老年金の支給を受くる者が被保険者と爲りたるときは其の月より養老年金の支給を停止すること
前項の規定に依り養老年金の支給を停止せられたる

被保険者が其の資格を喪失したる場合に於ては前後の被保険者たりし期間を合算して養老年金の額を改定すること但し其の金額が改定前の養老年金の額より少きときは改定せざること

ロ 廢疾年金及廢疾手当金

二十四 被保険者の資格喪失前に發したる疾病又は受けたる負傷及之に因り發したる疾病が命令の定むる期間内に治癒したる場合又は治癒せざるも其の期間を經過したる場合に於て終身勞務に服すること能はざる程度の廢疾の状態に在る者には終身廢疾年金を支給すること

二十五 廢疾年金を支給する程度に至らざるも従來の勞務に服すること能はざる程度の廢疾の状態に在る者には一時金として廢疾手当金を支給すること
 二十六 廢疾年金又は廢疾手当金を受くるには廢疾と爲りたる日前五年間に三年以上被保険者たりしことを要すること

二十七 廢疾年金の額は被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五に相當する金額とし被保険者たりし期間二十年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたる金額とすること但し被保険者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金額を越ゆることを得ざること

二十八 廢疾手当金の額は被保険者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分に相當する金額とすること
 二十九 二十年未滿被保険者たりし者にして廢疾年金

の支給を受くるものが死亡したる場合に於て既に支給を受けたる廢疾年金の總額が被保険者の資格喪失當時受くることを得べかりし脱退手当金及被保険者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分の合算額(被保険者たりし全期間の平均標準報酬月額の十三月分を越ゆるときは十三月分に止む)に相當する金額に滿たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

三十一 二十年以上被保険者たりし者にして廢疾年金の支給を受くるものが死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於て既に支給を受けたる廢疾年金の總額が廢疾年金の五年分に相當する金額に滿たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

三十二 養老年金及廢疾年金を受くる権利を有する者には廢疾年金を支給せざること

三十三 廢疾年金を受くる権利を有する者が廢疾手当金を受くる程度の廢疾の状態に該當せざるに至りたるときは爾後廢疾年金を支給せざること

三十四 養老年金を受くる権利を有する者には廢疾手当金を支給せざること
 三十五 第二十二號及第二十三號の規定は廢疾年金の支給に關し之を準用すること

ハ 遺族年金

三十六 遺族年金の額は左の區別に依る金額とすること
 三十七 二十年以上被保険者たりし者が死亡したるときは其の遺族に對し十年間遺族年金を支給すること

(一) 養老年金又は廢疾年金の支給を受くる者が死亡したる場合に於ては其の者に支給せらるる養老年金又は廢疾年金の額の二分の一に相當する金額
 (二) 二十年以上被保険者たりし者が養老年金の支給を受くることなくして死亡したる場合に於ては其の者が支給を受くることを得べかりし養老年金の額の二分の一に相當する金額

三十七 遺族年金を受くべき者は被保険者又は被保険者たりし者の配偶者(届出を爲さざるも事實上婚姻の關係と同様の事情に在る者を含む)とし配偶者なき場合に於ては被保険者又は被保険者たりし者の死亡當時之と同一の戸籍内に在りたる者にして其の者に依り生計を維持したる左に掲ぐる者とし其の順位は左の如くすること但し男子たる配偶者は老衰又は不具廢疾の爲生活資料を得るの途なき場合に非ざれば遺族年金を受くることを得ざるものとする

(一) 十五歳未滿の直系卑屬
 (二) 六十歳以上の直系尊屬
 (三) 不具廢疾の爲生活資料を得るの途なき直系卑屬
 又は直系尊屬

三十八 遺族年金の支給を受くる者が左の(一)、(二)又は(三)に該當するときは遺族年金を受くる権利を失ふものとする此の場合に於て後順位者あるときは其の者に遺族年金を支給すること但し其の者が遺族年金の支給を受くべき期間は既に支給せられたる期間と合算して十年を越ゆることを得ざること

(一) 遺族が其の家を去り又は死亡したるとき
 (二) 配偶者が婚姻したるとき

(三)十五歳未満の直系卑屬が十五歳に達したるとき
三十九 遺族年金の支給を受ける者が遺族年金を受くる権利を失ひたる場合に後順位者なきときは左の區別に依る金額を一時金として被保険者たりし者の遺族に支給すること

(一)養老年金又は廢疾年金の支給を受ける者が死亡したる場合に於て既に支給を受けたる養老年金又は廢疾年金と其の遺族が其の者の死亡に關し支給を受けたる遺族年金との合算額が養老年金又は廢疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは其の差額

(二)二十年以上被保険者たりし者が養老年金の支給を受けることなくして死亡したる場合に於て其の者の死亡に關し支給を受けたる遺族年金の總額が其の者の支給を受けることを得べかりし養老年金の五年分に相當する金額に満たざるときは其の差額

四十 第二十號、第二十一號、第二十九號、第三十號又は第三十九號の規定に依る一時金を受くべき者は被保険者又は被保険者たりし者の死亡當時之と同一の戸籍内に在りたる左に掲ぐるものとし其の順位は左の如くすること

- (一)直系卑屬
- (二)直系尊屬
- (三)家督相續人又は戸主
- (四)兄弟姉妹

前項に該當する者なき場合に於ては被保険者又は被保險者たりし者の死亡當時其の者に依り生計を維持

したる者とする事

ニ 脱退手當金

四十一 三年以上二十年未満被保険者たりし者が死亡したるとき又は其の資格を喪失したる後更に被保險者と爲ることなくして一年を経過したるときは脱退手當金を支給すること但し其の者が廢疾手當金を受くる権利を有するときは一年を経過せざる場合と雖も之を支給すること

四十二 脱退手當金の額は被保険者たりし全期間の平均標準報酬月額額の十月分に相當する金額の範圍内に於て別に定むる金額とすること但し廢疾手當金の支給を受ける者に支給すべき額は廢疾手當金の額と合算して被保険者たりし全期間の平均標準報酬月額額の十三月分に相當する金額を越ゆることを得ざること

四十三 廢疾年金を受くる権利を有する者には脱退手當金を支給せざること

四十四 廢疾年金を受くる者が廢疾恢復したるに依り廢疾年金を受けざるに至りたる場合に於て既に支給を受けたる廢疾年金の總額が其の者が被保險者の資格喪失の際支給を受けることを得べかりし脱退手當金に満たざるときは其の差額を支給すること

ホ 保險給付の制限

四十五 被保險者又は被保險者たりし者が自己の故意の犯罪行爲に因り又は故意に事故を生ぜしめたるときは廢疾年金、廢疾手當金又は遺族年金を支給せざること

四十六 被保險者又は被保險者たりし者が重大なる過失に因り事故を生ぜしめたる時は廢疾年金又は廢

疾手當金の全部又は一部を支給せざることを得ること

四十七 廢疾年金の支給を受ける者に付必要ありと認むるときは診斷を行ふことを得ること
正當の理由なくして前項の診斷を受けざる者に對しては廢疾年金の全部又は一部の支給を爲さざることを得ること

第六 費用

四十八 政府は勞働者年金保險事業に要する費用に充つる爲保險料を徵收すること

四十九 國庫は保險給付に要する費用の五分の一に相當する金額及本制度の事務の執行に要する費用を負擔すること

五十 保險料は被保險者の標準報酬月額に政府の定むる保險料率を乗じたるものとする事

五十一 保險料率は鑛業法の適用を受くる事業(石油鑛業を除く以下之に同じ)の事業場又は工場に使用せらるる被保險者に關するものと其の他の被保險者に關するものと各別に之を定むること

五十二 被保險者及事業主は各保險料額の二分の一を負擔すること但し任意繼續被保險者は其の全額を負擔すること

五十三 事業主は其の使用する被保險者の負擔すべき保險料を納付する義務を負ふこと但し任意繼續被保險者の負擔する保險料に付ては此の限に在らざること

五十四 保險料其の他徵收金を滞納する場合に於ては政府は滞納者若は其の者の財産の在る市町村に對し

之が處分を請求し又は國稅滯納處分の例に依り處分することを得ること

第七 權利の救濟

五十五 保險給付に關する決定に不服ある者は第一次健康保險審査會に審査を請求し其の決定に不服あるときは第二次健康保險審査會に審査を請求し其の決定に不服あるときは通常裁判所に訴を提起することを得ること

五十六 保險料其の他徴収金の賦課若は徴收の處分又は滯納處分に不服ある者は主務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することを得ること

五十七 鑛業法の適用を受くる事業の事業場又は工場に被保險者として十五年以上使用せられたる者に付ては第十八號の規定に拘らず其の者が被保險者の資格を喪失したる後五十歳を超えたるとき又は五十歳を超え其の資格を喪失したるときより養老年金を支給すること

第八 鑛夫たる被保險者に關する

特例

五十八 前號の事業場又は工場に被保險者として使用せられたる期間に付被保險者たりし期間を計算する場合に於ては前號の事業場又は工場に被保險者として使用せられたる期間に三分の四を乗じて之を計算すること但し左に掲ぐる期間に關しては前號の事業場又は工場に被保險者として使用せられたる期間を以て被保險者たりし期間とする

以て被保險者たりし期間とする

(一)被保險者として使用せられたる期間三年未満なる者の前號の事業場又は工場に被保險者として使用せられたる期間

(二)前號の事業場又は工場に被保險者として使用せられたる期間が十五年を超える場合に於て十五年を超える部分の期間

第九 経過規定

五十九 本制度實施當時五十歳(本制度實施當時鑛業法の適用を受くる事業の事業場又は工場に使用せらるる者に在りては四十五歳)を超えたる者にして本制度實施と同時に強制被保險者となりたるものが被保險者たりし期間一年以上三年未満にして脱退したる場合に於ては一般の例に依らずに脱退手當金を支給すること

農林省の米第一回豫想收穫高の發表

昭和十五年九月二十日現在の昭和十五年度米第一回豫想收穫高(第三次最終公表、全國の分)は十月二十二日付官報を以て發表されたが、之を再録すれば次の如くである。

米第一回豫想收穫高(第三次最終公表)

本年の米作付段別は三百十七萬三千二百三十四町四段にして、之を前年作付段別に比すれば一萬六千四百九十二町六段(五厘)を減少せり。

而して九月二十日現在に於ける豫想收穫高は六千三百一十一萬九千四百三十石にして、之を前年實收高に比

すれば五百八十萬六千四百五十九石(八分四厘)を、前五箇年平均實收高に比すれば二百三萬九千九百九十二石(三分一厘)を減少せり。

蓋し本年の稻作は、苗代時期の氣候概して順調にして、苗の生育良好なりしも移植期の前後に互り早天持續したるため、一部地方に於て植付遅延又は植付不能のものを生ずるに至れり。其後相當の降雨ありて用水不足は緩和を見たるのみならず、七月に於ては北海道及東北の一部を除き概して氣候適順にして、生育促進せられたりしが、八月上旬に入り一時低溫寡照となりたるため生育稍と阻害せられたり。其後天候回復したるも一部地方に於て風水害、浮塵子及稻熱病の被害を蒙りたるものあり。又、移植期に於ける旱害の影響もあり、全國的には前記の如き豫想收穫高を示すに至れり。

尙ほ参考のため最近五箇年間に於ける作付段別及實收高を掲ぐれば左の如し。

年次	作付段別	實收高
昭和十年	三,一〇三,二五〇・四町段	五,四四二,四七〇石
昭和十一年	三,一〇四,二七〇・九	六,三二一,九二二
昭和十二年	三,一四四,〇〇・一	六,一六七,七五五
昭和十三年	三,二八〇,〇九・五	六,五八八,〇九二
昭和十四年	三,一八九,七七・〇	六,九五五,八八九
自昭和十年五箇年平均	三,一〇五,六九・八	六,五二九,四三三
至昭和十四年	三,一七三,三四・四	七,一〇三,四三三
昭和十五年	三,一七三,三四・四	七,一〇三,四三三